

平成28（2016）年9月5日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

現場代理人の兼務について

（一部改正※下線部が改正箇所です。）

下記の場合は、現場代理人の兼務を可能とします。

1 兼務が可能となる工事及びその条件

設計金額（予定価格）（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）の工事（単価契約によるものを除く。）の契約を締結する際、次の要件を全て満たす場合は現場代理人を2件まで兼務できます。

- （1）明石市長及び明石市公営企業管理者が発注する工事であること。
- （2）工事場所が明石市内及び明石市隣接地であること。
- （3）既に契約を締結している工事（単価契約によるものを除く。）の設計金額が、3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）であること。
- （4）既に契約を締結している工事現場で現場代理人の兼務をしていないこと。
- （5）兼務を認めない工事でないこと。
- （6）携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- （7）兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
- （8）発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

2 兼務する場合の手続き

上記条件を満たす場合には、「現場代理人兼務届」を明石市財務部契約課（工事契約担当）へ提出してください。

詳細は、「明石市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要領」を参照願います。

3 適用

平成28年9月1日以降に公告（通知）する建設工事

（なお、9月1日前に公告（通知）を行った案件については従前の例による。）

4 兼務の解除等

上記の条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとします。